



「新うどん県泊まってかがわ割」の期間延長について

「新うどん県泊まってかがわ割」については、国の補助制度の見直しを受け、7月14日(木)宿泊分までの利用期間を8月31日(水)宿泊分(9月1日チェックアウト分)まで延長します。

なお、愛媛県在住者については、期間延長の対象外となります。

1. 利用期間

変更前：令和4年7月14日(木) (7月15日(金)チェックアウト分まで)

変更後：令和4年8月31日(水) (9月1日(木)チェックアウト分まで)

※ 期間延長(7月15日(金)～8月31日(水))に係る旅行予約については、予約日に関わらず既存予約についても助成の対象とします。

なお、既存予約についての割引の対応については、予約した旅行会社又は宿泊施設にご確認ください。

2. 対象者

変更前：中国・四国9県 及び 兵庫県在住者

変更後：中国・四国(愛媛県を除く)8県 及び 兵庫県在住者

※愛媛県が同県の県民割「疲れたら、愛媛。新みきゃん割」の期間延長について、現在、調整中のため、愛媛県在住者は、本県の県民割「新うどん県泊まってかがわ割」の助成対象外となります。

3. 全国を対象とした観光需要喚起策

国が6月17日付けで発表した「全国を対象とした観光需要喚起策」については、9月以降に延期する旨が発表されました。これに伴う、本県の宿泊等助成事業の対応については、今後、国から開始日等の具体的な内容が示された段階で、改めてお知らせいたします。

【参考】香川県在住者が対象となる他県の県民割について

- 各県が実施する県民割については、他県在住者を助成対象とする場合、両県知事が相互に同意のうえ、旅行支援を行っています。今回の期間延長による香川県在住者が対象となる他県の県民割での取扱いは下記のとおりです。

【裏面に続く】

- 今後の感染状況等によっては、事業の停止等も含め、取扱いの変更がありますので、最新の情報につきましては、各県県民割事務局にお問合わせください。

	対象期間	問い合わせ先 (事務局)
徳島県	8月31日(水) (9月1日チェックアウト分まで)	088-623-7708
愛媛県	※7月15日(金)以降は調整中	
高知県	8月31日(水) (9月1日チェックアウト分まで)	088-820-7401
鳥取県	7月31日(日) (8月1日チェックアウト分まで)	0857-36-9090
島根県	8月31日(水) (9月1日チェックアウト分まで)	0852-43-0001
岡山県	8月31日(水) (9月1日チェックアウト分まで)	086-201-1444
広島県	7月31日(日) (8月1日チェックアウト分まで)	082-221-7261
山口県	8月31日(水) (9月1日チェックアウト分まで) ※8/13(土)~16(火)は除く	0120-125-231
兵庫県	8月31日(水) (9月1日チェックアウト分まで)	078-599-7752

【新うどん県泊まっかがわ割事務局】

電話番号：087-823-5011

住所：〒760-0017 高松市番町1丁目6-6 (甲南アセット番町ビル3F)

営業時間 10:00~17:00 (土日祝は休業)

公式HP：<https://www.new-kagawa-wari.com>

